



岐阜県感染症発生動向調査週報

Gifu Infectious Diseases Weekly Report

平成 30 年 4 月 20 日 岐阜県感染症情報センター（岐阜県保健環境研究所）

2018 年第 15 週
(4/9~4/15)

- A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、突発性発しんに増加がみられています。
- 小児科定点からの感染性胃腸炎の報告は緩やかに増加しており、基幹定点からのロタウイルスによる感染性胃腸炎の報告は、3月から多い状態が続いています。
- 沖縄県で輸入症例を発端として麻疹患者の発生が増加しています。→トピックス

■ 定点把握対象疾患の発生動向（インフルエンザ 定点:87 か所、小児科定点:53 か所、眼科定点:11 か所、基幹定点:5 か所）

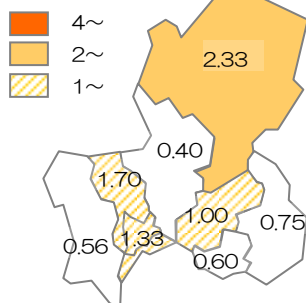
● 警報・注意報レベルの保健所がある疾患

レベル	疾患名	基準	該当保健所（定点当たり報告数）
警報レベル	なし	—	—
注意報レベル	なし	—	—

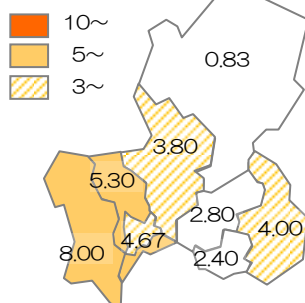
※定点当たり報告数が一定の基準を超えた場合、保健所単位で「警報・注意報レベル」を発信しています。
 警報レベルは大きな流行が発生または継続していると疑われることを、注意報レベルは流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性が高いこと、流行の発生後であれば流行が継続していると疑われることを指します。

● 注意したい感染症の保健所別流行状況（地図中の数値は定点当たり報告数）

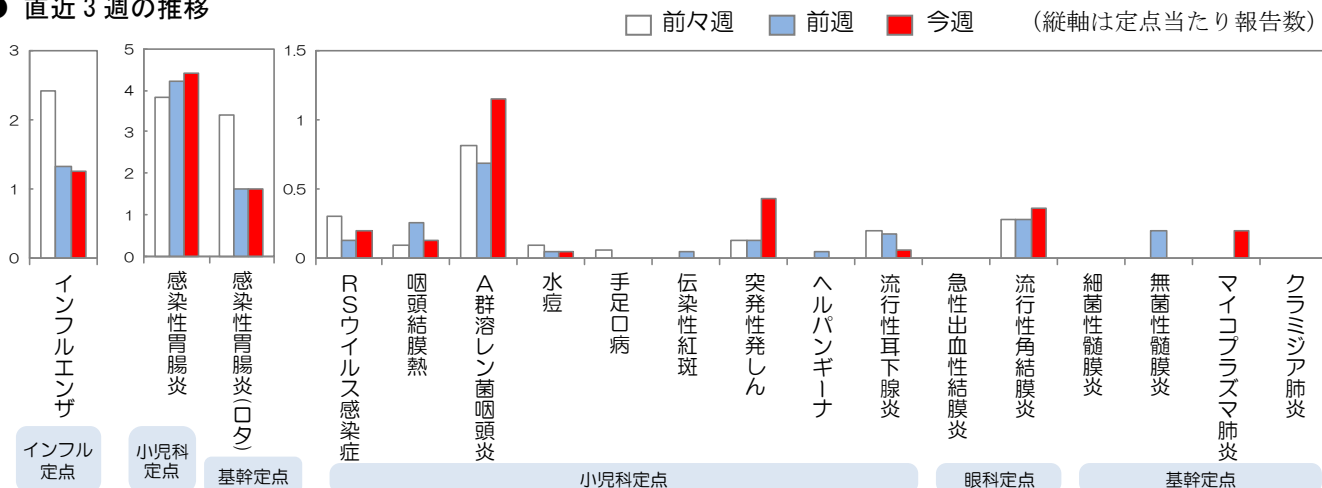
< A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 >



< 感染性胃腸炎（小児科定点） >



● 直近3週の推移



■ 全数把握対象疾患の発生動向

● 今週届出分

- 1 類感染症：なし
- 2 類感染症：結核 6 例
- 3 類感染症：腸管出血性大腸菌感染症 1 例
- 4 類感染症：なし
- 5 類感染症：カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症 1 例、急性脳炎 2 例、侵襲性肺炎球菌感染症 2 例、梅毒 3 例、百日咳 1 例

全国情報は国立感染症研究所感染症疫学センターのHPをご覧ください。
 感染症発生動向調査週報（IDWR） <https://www.niid.go.jp/niid/ja/idwr.html>

■ トピックス

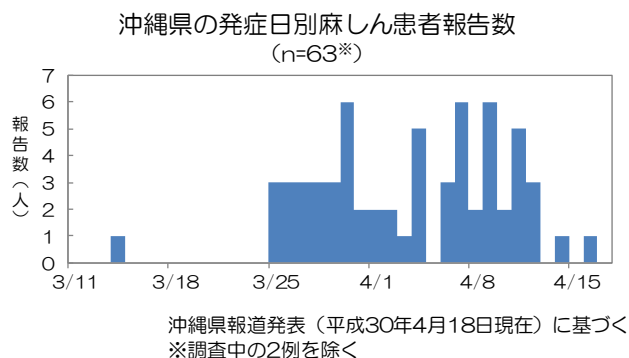
● 麻しん

◇ 沖縄県内で麻しんが流行しています

日本は、2015年3月に、麻しんの排除状態にあることが世界保健機関西太平洋地域事務局により認定されました。しかし、その後も海外で感染した患者を契機とした国内での感染拡大事例が報告されています。

今年3月20日、沖縄県内で台湾からの旅行者が麻しんと診断され、この患者（初発例）と接触歴のあった人や同じ施設を利用した人を中心に、沖縄県内で麻しん患者の発生が続いています。初発例は感染性のある期間中に広く沖縄県内を移動したため、二次感染例が沖縄県内の広い地域で報告されており、4月18日現在、沖縄県内で65人の感染が確認されています。さらに、4月12日には愛知県でも、沖縄県に旅行歴のある麻しん患者が確認されています。

今後も引き続き、沖縄県内および県外での感染拡大が懸念されています。



◇ 確実に予防接種を受けることが大切です

麻しんは予防接種によって予防可能な疾患であると同時に、ワクチン接種が唯一の予防法です。

第一に、定期接種の対象者は接種対象期間になったら速やかに接種を受けることが重要です。

定期接種の年齢を過ぎた方で、2回の接種歴がないまたは接種歴が不明の方は、ワクチン接種を検討することが勧められます。また、海外渡航の予定がある方は、自身の接種歴を確認し、接種歴がないまたは接種歴不明の場合には渡航前に接種することが勧められます。

また、医療機関では職員の予防接種歴を確認すること、新学期をむかえた保育所や学校においては、児童・生徒・職員の予防接種歴を確認することも大切です。

◇ 医療機関のみなさまへ

今後、県内の医療機関にも麻しん患者が受診する可能性を考慮し、発熱や発しんを呈する患者が受診した際は、麻しんの可能性を念頭に置き、海外渡航歴・国内旅行歴を聞き取り、麻しんの罹患歴および予防接種歴を確認するなどお願いします。

また、麻しんと診断した場合は直ちに最寄りの保健所に届出を行う（または麻しんが強く疑われる場合は保健所に相談する）とともに、麻しんウイルスPCR検査実施のための検体確保にご協力をお願いします。

○ 麻しんとは

麻しんウイルスの感染による発熱、発疹を特徴とする全身感染症です。約10日の潜伏期の後、発熱・咳・鼻水などかぜのような症状が出て、2～3日熱が続いた後、高熱と発疹が現れます。肺炎や脳炎、感染後数年経過してから発症する亜急性硬化性全脳炎など重篤な合併症を起こすこともあり、ワクチンによる予防が重要な感染症です。

○ 感染症法における取扱い

麻しんは、感染症法において5類感染症全数把握対象疾患に定められており、患者を診断した医師は、直ちに保健所に届け出なければなりません。

また、麻しんの届出をされた場合は、県または岐阜市においてPCR検査を実施しています。

届出基準・届出様式はこちらをご覧ください。（保健医療課 HP）

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/11223/kansenshouhou-ki.jun.html>

岐阜県感染症情報センターHP

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/kansensyo/>